

テレワークスペースをご利用ください！

各地区コミュニティセンターでは、テレワーク可能な環境を整備しました。開館中はどなたでも利用が可能ですので、テレワークや少人数での会合など、ぜひご利用ください。

開館時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 政策財務課 政策企画班 ☎84-1504
または各地区コミュニティセンター 以下のとおり

○テレワーク可能なコミュニティセンター

若宮コミュニティセンター
☎83-3218

高寺コミュニティセンター
☎85-2001



金上コミュニティセンター
☎83-3538



WiFi 環境完備！

電源完備！



八幡コミュニティセンター
☎83-2619



川西コミュニティセンター
☎83-2601



広瀬コミュニティセンター
☎83-2326

空き家（空き地）の適正な管理をお願いします



お持ちの空き家を適正に管理されていますか



空き家を適切に管理するために



法律に基づく町の対応
(平成27年5月空家等対策の推進に関する特別措置法)

空き家は個人などの財産であるため、その所有者の方は、適正な管理を行う責任があります。
空き家を良好に管理していれば問題はありますが、空き家を放置することは、次のような地域全体の問題になる可能性があります。

道路に外壁やブロック塀が崩れたり、樹木がはみ出したりして、通行の妨げになる。

スズメバチ、ハエ、蚊などが発生したり、ネズミ、ハクビシンなどのすみかになる。

建物の倒壊や破損、落雷により、近隣住民や歩行者に被害を及ぼす恐れがある。

雑草や草木が生い茂り、地域の景観を悪化させる。

ごみを投棄されたり、放火による火災の恐れがある。

不審者に出入される恐れがある。

ポイント1
定期的に除草や庭木の枝払いを行いましょう。

ポイント2
建築物などの破損箇所を修理しましょう。

ポイント3
ブロック塀の定期的な点検をしましょう。(地震による倒壊などの未然防止)

ポイント4
ご近所とのお付き合いは大切です。遠方にお住まいの方、管理が困難な方などは、ご近所の方や自治会などに連絡先を伝えておきましょう。

ポイント5
業者やお知り合いの方に、空き家の管理をお願いしましょう。

実態調査、助言・指導
○空き家の実態調査を行い、条例に基づき助言や指導を行います。

特定空家などの認定
○実態調査の結果、倒壊の危険やその他周辺に影響を及ぼしている不適正な状態にある空き家を「特定空家等」と位置付けます。

助言・指導
○「特定空家等」の所有者に修繕、解体などの助言・指導を行います。

勧告
○助言・指導に従わない場合は、勧告を受けることがあります。勧告を受けた所有者は、固定資産税の住宅用地の特例(※)が受けられなくなります。

命令
○勧告に従わない場合は、命令を受けることがあります。命令に従わなかった所有者は、50万円以下の過料に処せられます。

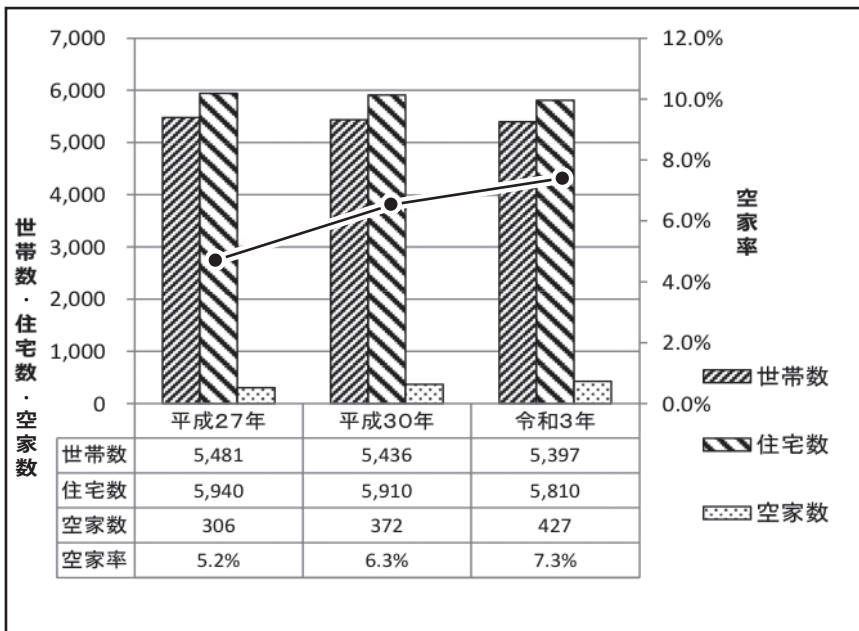
代執行
○命令に従わず、かつ、倒壊の危険性が極めて高い場合などは、町が所有者に代わり強制的に解体や修繕などを行うことができます。(費用は所有者などに請求します)

(※) 住宅用地に対する課税標準額を最大で6分の1に軽減する特例



町内の空き家が増えています。

令和3年度に行った空き家の実態調査によると、町内の空き家は427戸となり、6年前より121戸増えています。このまま放置すれば、倒壊などの恐れがある空き家も増加していくことが考えられるため、まずは、空き家を増やさない取り組みが求められています。



空き家の適正な管理は、所有者の責務です。

空き家の管理を怠ってしまうことで、近隣の方に迷惑がかかることがあります。万が一事故などが発生し、近隣の建築物や他人に被害を与えてしまった場合は、所有者の他に、相続人や相続放棄をしている方であっても責任を問われ、損害賠償を求められる場合があります。

特に、相続放棄をしたからと関心をなくす方も多いと思いますが、次の相続人が財産の管理を始めることができるまでは、管理責任がなくなるわけではありませんので注意が必要です。

●民法第940条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

不動産の処分につづいた場合は、簡単に相続放棄を選択するのではなく、次の点を考慮して相続するかどうかを決めることをお勧めします。

①相続した場合の維持(固定資産税や修繕などに係る費用)
②相続放棄しても継続される管理に係る費用(修繕や除草など)

③相続財産管理人の選任に要する費用(家庭裁判所に収める予納金(経費や報酬等))

※相続放棄の手続きは家庭裁判所に申述する期間が決めているため、注意が必要です。

ご案内

シルバー人材センターの『空き家管理サポート』をご利用ください！

シルバー人材センターでは、空き家などの管理にお困りの方のために、ご依頼により点検・確認結果を報告するなどのサポートを行っています。

作業内容について

- ・屋外からの家屋の破損などの目視確認
- ・家屋敷地内の雑草や庭木などの状況確認
- ・防犯確認・郵便受けの状態確認(転送可・実費請求)
- ・チェックシート・報告書の作成、郵送

オプションについて

※1時間あたりの単価(消費税・事務手数料込)

- ・機械草刈：1,540円～(燃料費込・処分料別途)
- ・除雪作業：1,320円～(屋根の雪下ろしは不可)
- ・お墓掃除：1,650円～

問(公社)会津坂下地方広域シルバー人材センター

☎83-0199 FAX 83-0221 Eメール bange-sc@triton.ocn.ne.jp

1回の点検作業につき、

基本料金

2,000円

(消費税・事務手数料込)

他にも様々なオプションがありますので、お気軽にご相談ください

安全に暮らすために自宅の耐震性能を調べてみませんか？



Point

わずかな自己負担で、自宅(木造住宅)の耐震性能を確認できます！

近年多発する大地震により、多数の家屋が倒壊し被災しています。

町は、そのような状況を少しでも減らすために、耐震診断事業をおこなっており、住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進しています。



【耐震診断・基礎の確認状況】

そこで!!

令和 5 年度(来年度)に実施する
『会津坂下町木造住宅耐震診断者派遣事業』
診断希望者を募集します。

1. 対象住宅

会津坂下町内にある木造住宅で、次に掲げる要件全てに該当するものとします。

- ① 町内に住所を有する所有者が自ら居住する住宅(所有者が町税などを滞納していないもの)
- ② 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手された戸建て住宅
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法などによる木造 3 階建て以下の住宅
- ④ 過去に耐震診断などを受けていない住宅

2. 実施時期および費用

実施時期：令和 5 年度に耐震診断者を派遣します。

診断費用：国・県・町が負担します。ただし、耐震診断に係る費用の一部として、7,500 円を申請者に負担していただきます。

3. 予約受付期間・受付方法

受付期間：6 月 1 日(水)から 10 月 31 日(月)まで

予約方法：役場 2 階 建設課 都市土木班までお越しいただき、「予約受付票」へ必要事項の記入をお願いします。

(受付の際に、自宅の建設年次や工法の確認、延べ面積などをご記入いただきます。)

国民健康保険に加入されている皆様へ

交通事故などによるケガや病気は、必ず届け出を！

交通事故など第三者行為によるケガや病気で医療機関を受診する場合、国保の保険証を使用して医療を受けることもできます。

第三者によるケガや病気で国保の保険証を使用した場合、届け出の義務がありますので、すみやかに国保の窓口まで届け出てください。

届け出の必要のあるケガや病気とは…

⇒ 他人の行動が原因となったケガや病気

お互いに過失がある場合、相手が親族や不明である場合も該当します。

【対象となる主な例】

- ①交通事故
- ②スポーツ中の事故（相手の行為によりけがをした場合）
- ③飲食店などでの食事が原因の食中毒
- ④他人のペットに噛まれたケガ
- ⑤暴力、けんかにより発生したケガ・病気

※通勤中や工作中的の事故によるケガや病気で受診する場合は労働保険の対象となります。

国保の保険証は使用せず、勤め先の指示に従って受診してください。



△ご注意ください

- ①他人の行動が原因となってケガをしたり、病気になったりした場合は、『第三者行為によるケガ（病気）で受診します』と必ず病院の窓口で伝えてください。
- ②相手方との示談が成立していたり、相手から治療費を受け取ると保険証を利用することはできません。示談の前に国保の窓口へご相談ください。
- ③相手の氏名や連絡先・勤務先などを必ず確認してください。交通事故の場合は警察署からの交通事故証明が必要となりますので警察署にも届け出てください。

～適切な医療を受けるために、国保税を必ず納めましょう！～

- ◆ 3割や2割の自己負担額で医療を受けられるのは、加入者の皆様が納めた国保税で支え合っているからです。税金を納めることは加入者の義務です。

令和4年度国保税の最初の納期は、**7**月末です。

納付書は7月中旬に発送を予定しています。納め忘れの無いように、早めに納付しましょう。（未納がある場合、各種医療サービスが受けられなくなったり、窓口での負担が大きくなったりすることがあります。）